
中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による

セーフティネット保証 2 号の認定申請について

■認定要件次の要件のすべてを同時に満たしていること。

1. 藤沢市内に主たる事業所があること。(法人:本店所在地/個人:主たる事業所)
2. 国の指定案件に係る事業者と直接的又は間接的に取引を行っている中小企業者であり、かつ、「当該事業者(直接的取引)」又は「当該事業者と間接的な取引の連鎖関係にある事業者(間接的取引)」との取引規模が全取引の 20%以上であること。
3. 当該事業者による事業活動の制限が開始された日以降で、最近1か月間の売上高、販売数量等(以下、「売上高等」)が前年同月比 10%以上減少しており、かつ、その後の 2 か月を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれること。

■ご持参いただくもの

- 2号認定申請書 1通
 - 当該事業者と直接的取引がある場合 2号(イ)
 - 当該事業者と間接的取引がある場合:2号(ロ)
- 2号認定要件確認資料
 - 当該事業者と直接的取引がある場合(イ)
 - 当該事業者と間接的取引がある場合(ロ)
- **提出する金額等の根拠となる財務資料(要件確認資料と照合ができる、試算表、売上台帳等が必須)**
- 下記に該当する実在確認資料(法人、個人ともに①②のどちらも必須)
 - 【法人】
履歴事項全部証明書(最新のもの)
②法人税の決算書類(法人税申告書及び地方法人税申告書(各種別表)、適用額明細(必要な場合のみ)、法人事業概況説明書(または会社事業概況書)、勘定科目内訳明書、決算報告書)(收受印、法人税のメール詳細(電子申告の場合)等により税務署で受け付けたことが分かるもの)
 - 【個人事業主】
①開業届(紛失の場合は税務署の再発行が必要)
②確定申告書 B(ある場合は青色申告決算書一式も)(收受印、所得税のメール詳細(電子申告の場合)等により税務署で受け付けたことが分かるもの)

※上記書類で市内における事業実態が確認できない場合、賃貸借契約書等も必要になります。

- 許認可証等(あてはまる場合)・
- [代理申請用委任状](#)(代理申請の場合1通必要)

★提出する金額等については、会計担当者、税理士または金融機関担当者にご相談の上、誤りのないよう算出して必要事項をすべてご記入のうえ申請してください。

■受付時間

【午前】 9 時～11 時 30 分

【午後】 13 時～16 時 30 分

◎平日のみ受付。土日祝、年末年始休み

◎添付書類が不足している場合、未記入の箇所がある場合は受付できません。

◎申請書をお預かり後、認定書のお渡しは翌々営業日以降にご連絡を差し上げてのお渡しとなります。

■認定窓口・お問い合わせ

藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館 2 階

公益財団法人 湘南産業振興財団融資担当

TEL 0466(21)3813

FAX 0466(25)4500